

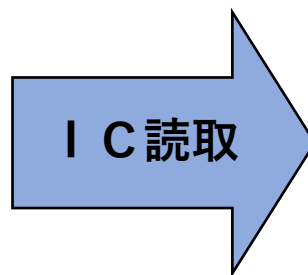
電子車検証の同一性確認方法について

指定自動車整備事業規則

第七条第2項

自動車検査員は、自動車当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。

車検証



車検証閲覧アプリ



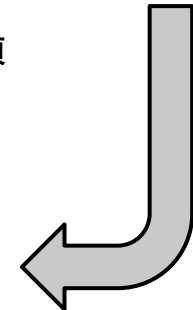
原則、

車検証閲覧アプリによる確認が必要です！

ただし、

車両を検査する自動車検査員が車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項による確認でも結構です。

自動車検査証記録事項



印刷